

青森県報

第二千三百四号

平成十六年
三月二十二日
(月 曜 日)

目 次

規 則

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則…………… (監 理 課) …… 一

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請…………… (環 境 政 策 課) …… 一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 険 課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 四

家畜伝染病検査の実施…………… (畜 産 課) …… 四

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 七

右 同…………… (同) …… 七

家畜伝染病薬浴の実施…………… (都 市 計 画 課) …… 八

公 告

都市計画事業計画の変更認可…………… (都 市 計 画 課) …… 八

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 八

県営土地改良事業計画の決定…………… (農 村 整 備 課) …… 九

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (交 通 規 制 課) …… 九

規 則

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第九十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十二日

株式会社 グエルヒーン	株式会社 グエルヒーン	社会福祉 人福祉の 里	グルーブ 式会社	バンド グルーブ 式会社	特定非 活動法 松福社	特定非 活動法 松福社	株式会社 菴	社会福祉 人青森 厚生振 興団	有限会 社挑	社団法 人慈 恵会	株式会 社ニ チイ学 館	株式会 社東 建設計	社会福祉 人津軽 見会
弘前市 町六五の 一	弘前市 町六五の 一	十和田 市大字 の二二	弘前市 北二丁 目六の 三	弘前市 北二丁 目六の 三	三戸郡 久保四 の二	三戸郡 久保四 の二	弘前市 二丁目 二の六	五所川 原市大 字盛山 四二	五所川 原市大 字盛山 四二	青森市 一三三 の四五	青森市 一三三 の四五	東京都 九神田 駿河台 二の区	弘前市 一丁目 三の七
通所介 護	訪問介 護	訪問入 浴介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護	痴呆共 同生活 型介護
グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン	グエル ヒーン
弘前市 字巻屋 四の一	弘前市 町六六 の二	上北郡 野辺地 餅菓川 原四	むつ市 真砂町 七	三戸郡 久保四 の一	三戸郡 久保四 の一	三戸郡 久保四 の一	弘前市 二丁目 二の六	五所川 原市大 字盛山 四二	五所川 原市大 字盛山 四二	青森市 一三三 の四五	青森市 一三三 の四五	十和田 市四三 の二三	弘前市 字山ノ 越二四 九
〃	一六・ 三・四	〃	〃	〃	一六・ 三・一	〃	〃	〃	一六・ 二・七	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日定
名 称 主たる事務所の 所在地	名 称 所 在 地	
社会福祉法人東 幸会 八戸市大字大 久保字生平四 七	サンシャイン居 宅介護支援セン ター 八戸市東白 山台 二丁目二の 一	平成 一五・二・ 二六
株式会社ハウス バンク 南津軽郡平賀 大字光城七丁 目四三	ふるさと介護 浦町居宅介護支 援センター 南津軽郡平賀 大字光城七丁 目四三	〃
社会福祉法人和 洋会 南津軽郡平賀 大字大坊前 田一三七の二	居宅介護支 援センター 黒石市浦町一 丁目八二	〃
有限会社のじり 苑 青森市大字野 尻字今田五八 の一	居宅介護支 援事業所 青森市大字野 尻字今田五八 の一	一五・三・ 二九
有限会社ルーツ 北津軽郡中里 大字今泉字神 山五九の一	泉の里居宅介 護支援事業所 北津軽郡中里 大字今泉字神 山一四一	一六・一・ 二〇
特定非営利活動 法人黒石福祉サ ービス 黒石市馬場尻 二五の一六	居宅介護支 援事業所 黒石市追子野 木三丁目二 一五の二	一六・一・ 三〇
株式会社ウエル ビーイング 弘前市大字松 森町六五の一	居宅介護支 援事業所 弘前市大字松 森町六六の二	一六・三・ 四

青森県告示第百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

四 実施の期日

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するものが指定する日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している八か月齢以上の肉用雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーニン検査又は血清学的検査

青森県告示第百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法検査

青森県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競走馬（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

四 実施の期日

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第二百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
オースキー病発生予防のため

- 二 実施する区域
青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

- 四 実施の期日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百一〇号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
家きんサルモネラ感染症発生予防のため

- 二 実施する区域
青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

- 四 実施の期日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

- 五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査

青森県告示第百一〇号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
みつばちの腐蛆病発生予防のため

- 二 実施する区域
青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

- 四 実施の期日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第百一〇号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
ブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

ブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第二百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十六年四月一日から同年十月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年三月十五日認可したので、同条第一項

において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

下田町

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（下田町公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十二年八月二十九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十二年四月二十一日青森県告示第三百二十九号）の事業地のうち下田町字中野平、字木崎、字染屋、字中平下長根山境内において事業地を変更する。

青森県告示第二百六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年三月二十九日から施行する。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「一 八甲田農業協同組合沢田出張所」上北郡十和田湖町大字沢田」を削る。

公

告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、外ヶ沢下地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年三月二十三日から同年四月十九日まで

三 縦覧の場所

金木町役場

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（公安委員会が定める自動車の積載の高さの制限）

第十一条の二 令第二十二号第三条第三号ハの規定による公安委員会が定める自動車は、別表に掲げる道路を現に通行する自動車とし、公安委員会が定める高さは、四・一メー

トルとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十一条の二関係）

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字諏訪ノ平 秋田県境から 青森県青森市大字岩渡字熊沢 青森ICまで
東北縦貫自動車道八戸線	青森県青森市大字諏訪沢 青森東ICから 青森県青森市大字岩渡字熊沢 青森JCTまで 青森県三戸郡南郷村 岩手県境から 青森県八戸市大字市川町字和野前山 八戸北IC まで
一般国道四号線	青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原 岩手県境 から 青森県青森市長島一丁目一〇番二号まで
一般国道七号線	青森県弘前市大字堅田字神田三三番地三から 青森県青森市長島一丁目一〇番一号まで 青森県青森市大字岩渡字熊沢二五〇番地二三九か ら 青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地二まで
一般国道四十五号線	青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭一番地三六か ら 青森県上北郡下田町字菜飯四五番地一まで 青森県八戸市大字石堂字中河原二番地二三三から 青森県十和田市大字三本木字野崎四〇番地四五ま で
一般国道百二号線	青森県十和田市稻生町一二番四四号から 青森県十和田市稻生町二四番三二二号まで
一般国道百三号線	青森県青森市橋本二丁目一番一号から
一般国道百四号線	青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地一まで 青森県八戸市長苗代一丁目一五九番一号から 青森県三戸郡名川町大字剣吉字堤ノ上八番地一ま

一般国道三百三十八号線	で 青森県三沢市四丁目一丁目一四五番三九二号から 青森県上北郡下田町字苗振谷地二六番地六まで
県道八戸野辺地線	青森県三沢市大町三丁目一〇番一五号から 青森県三沢市大町二丁目三番一五号まで
県道三沢十和田線	青森県三沢市四丁目二丁目一四五番二八一号から 青森県三沢市中央町三丁目一〇番一七号まで 青森県三沢市大町二丁目一三番一五号から 青森県十和田市元町東一丁目五番一五号まで 青森県三沢市大町三丁目一〇番二二号から 青森県上北郡下田町字上久保六三番地四三まで
県道青森停車場線	青森県青森市本町一丁目一番一五号から 青森県青森市本町一丁目二番一五号まで
県道青森港線	青森県青森市本町三丁目二番一五号から 青森県青森市本町二丁目四番九号まで
県道八戸百石線	青森県八戸市長苗代一丁目一六二番七号から 青森県上北郡百石町一丁目二丁目九九番まで
県道弘前環状線	青森県弘前市大字堅田字神田三八〇番地二から 青森県南津軽郡尾上町大字新山字松橋一三一番地 七まで
県道十和田三戸線	青森県十和田市元町東一丁目五番一五号から 青森県十和田市稲生町一〇番三二号まで
県道戸来十和田線	青森県十和田市大字藤島字上野月一番地四から 青森県十和田市穂並町一番一五号まで
市道平和公園通り線	青森県青森市青柳一丁目一番一五号から 青森県青森市堤二丁目一番一五号まで
市道伝法寺北線	青森県十和田市大字伝法寺字平窪七八番地三から 青森県十和田市大字伝法寺字平窪七八番地三まで
市道伝法寺藤島線	青森県十和田市大字伝法寺字平窪七六番地四から 青森県十和田市大字藤島字妻ノ神一番地二まで
市道三十二号線	青森県三沢市幸町一丁目九番六号から

市道四十六号線	青森県三沢市幸町一丁目一番一五号から 青森県三沢市緑町三丁目二番三三号まで
市道岡三沢下田線	青森県三沢市堀口一丁目一番一五号から 青森県三沢市大字三沢字堀口一一七番地三六まで
臨港道路白銀北沼線	青森県八戸市大字河原木字北沼三〇番地一から 青森県八戸市大字河原木字海岸一八番地一まで
臨港道路八太郎一埠頭線	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地七六番地一四 五から 青森県八戸市大字河原木字海岸一六番地四まで

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一五号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
-------------------------------------	--	------------------------------